

(様式第2)

2021年度新エネ省エ第0831003号  
2021年9月1日

株式会社キノテック  
代表取締役社長 母里 修司 殿  
<事業番号:21501168-0>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 石塚 博昭

### 交付決定通知書

2021年8月30日付で申請がありました課題設定型産業技術開発費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

### 記

1 助成金の対象となる事業及び内容

2021年8月30日付をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目) 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム

(中項目) インキュベーション研究開発

(小項目) アルカリ浸出法による電炉ダストからの亜鉛リサイクルプロセスの開発

3 助成事業期間 2021年9月1日 ~ 2023年3月31日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 40,000,000円

助成対象費用の額 金 40,000,000円

助成金の額 金 28,332,000円

補助率 2/3以内

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
2021年度	20,000,000	20,000,000	14,666,000
2022年度	20,000,000	20,000,000	13,666,000

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

- 5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。
- 6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。
- 7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

  - （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
  - （2） 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
  - （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
  - （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
  - （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。
- 8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
- 9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。